一般社団法人日本発達心理学会　倫理問題調査規則

2022年3月27日　制定

（目　的）

第１条　この規則は、「倫理問題調査委員会規程」第６条に基づき、代表理事が必要に応じて設置する倫理問題調査委員会と代表理事および理事会が行う倫理問題調査の手続きを定めることを目的とする。

（疑義申立て）

第２条　「抵触疑義の事態」を発見した者や担当委員会は、代表理事に対して原則として文書により、申立てを行う。

（委員会の設置）

第３条　代表理事は、申立てがあった場合には、倫理問題調査委員会第５条に基づき、速やかに委員会を設置し、委員会に調査を諮問しなければならない。

２　匿名による申立てがあった場合の取り扱いは、理事会の判断に委ねる。

３　第２項の委員会の設置については、理事会は代表理事に一任することができる。

（委員会による調査）

第４条　委員会は、代表理事からの調査の諮問を受け、倫理綱領に抵触する事態の有無に関する調査を行う。

（委員会からの報告）

第５条　委員会は、「抵触疑義の事態」に関する調査結果報告書の作成を行い、理事会に報告する。

（理事会による認定及び措置）

第６条　理事会は、倫理問題調査委員会の報告を審議し、倫理綱領に抵触する事態の有無について認定を行い、その結果を疑義申立て者あるいは委員会および被申立て者に通知する。

２　理事会は、前項の決定結果を疑義申立て者あるいは委員会および被申立て者に通知するとともに、関係委員会に通知する。

（不服申立てへの対応）

第７条　「倫理綱領に抵触する事態」と認定された被申立て者は、理事会からの認定結果通知後30日以内に、理事会に対して不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てはできないものとする。

２　理事会は、再調査を行うことを決定した場合には、委員会に再諮問すると共に、疑義申立て者、被申立て者および委員会に通知する。

３　前項の調査は、委員会は再諮問を受けた日から60日以内に終了しなければならない。

（疑義申立て者および調査協力者の保護）

第８条　理事会は、不服申立て者に対しては、申立てを理由として不利益を受けないよう、十分な配慮を行う。また調査協力者が情報の提供を行ったことを理由とする不利益を受けないよう、十分な配慮を行う。

（改　定）

第９条　この規則の改定は、理事会で承認を得るものとする。

（附　則）

この規則は、2022年3月27日から施行する。